

死亡届提出に伴う手続きのご案内

市役所で行う手続きのうち、主なものをご案内いたします。
 なお、個人により必要な手続きが異なりますので、
 詳しくは各担当課へお問い合わせください。
 電話番号 072-877-2121(代表)
 0743-71-0330(代表)

★:田原支所で手続きすることができます。

○住民登録に関すること

対 象 者	必 要 な 手 続 き	手 続 き に 必 要 な も の	担 当 課	
★ 亡くなられた人が世帯主で 同じ世帯に15歳以上の人が2人以上いる人	世帯主の変更 ※亡くなられたことを知った日から14日以内に届け出てください	<input type="checkbox"/> 窓口に来る人の本人確認書類	市民課 (本館1階)	
★ 印鑑登録証を持っていた人	印鑑登録証(カード)の返納 特に期限はありません	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(カード)		
★ 住民基本台帳カードを持っていた人	住民基本台帳カードの返納 特に期限はありません	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード		
★ マイナンバー(個人番号)カードまたは 通知カードを持っていた人	死亡後のさまざまな請求で個人番号が必要となる可能性があるため、各種手続きを終えてから返還してください。			
★ 亡くなられた人の戸籍(除籍)謄抄本等が必要な人	戸籍(除籍)謄抄本等の請求	<input type="checkbox"/> 窓口に来る人の写真付き本人確認書類		
★四條畷市外本籍の戸籍(除籍)謄本が取得できます。※本人または配偶者、直系親族の人が窓口にお越しになり、マイナンバーカード等の顔写真付きの公的な身分証明書の提示が必要です。 ★必要な戸籍(除籍)謄抄本等につきましては提出先にご確認ください。				
★ 亡くなられた人の除票が必要な人	除票の請求	<input type="checkbox"/> 窓口に来る人の本人確認書類		
★除票の請求ができるのは、死亡届出人または亡くなられた人と同じ世帯の人のみです。それ以外の方が請求される場合、委任状が必要です。 ★死亡者のマイナンバーが記載された除票は、交付することができません。				
特別永住者証明書または在留カードを持っていた人	特別永住者証明書または在留カードの返納	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書または在留カード		入国管理局に 返納してください。

○年金・保険・医療に関すること

国民年金のみに加入していた人 (厚生年金・共済年金に加入した事がある人は除く)	死亡一時金・寡婦年金・遺族基礎年金の請求	加入条件等で必要書類が異なります。 詳しくは担当課にお問い合わせください。	保険年金課 (本館1階)	
老齢基礎年金のみを受給していた人 (厚生年金・共済年金受給者は除く)	未支給年金の請求			
※厚生年金等の受給者・加入者(過去に加入した事がある人も含む)は最寄(枚方)の年金事務所に手続きの有無等をお問い合わせください。 枚方年金事務所 電話番号:072-846-5011(代表)				
★ 国民健康保険に加入していた人	資格喪失届	<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書		
	葬祭費の申請	<input type="checkbox"/> 葬儀の領収書(喪主のフルネーム入り) <input type="checkbox"/> 喪主名義の通帳		
★ 後期高齢者医療制度に加入していた人	資格喪失届	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 印鑑		
	葬祭費の申請	<input type="checkbox"/> 葬儀の領収書(喪主のフルネーム入り) <input type="checkbox"/> 喪主名義の通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑		
★ 介護保険被保険者証を持っていた人	介護保険証の返納	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証		高齢福祉課 (東別館1階)
重度障がい者医療証をもっていた人	資格喪失届、医療証の返納 償還金振込先口座の登録(対象の人のみ)	<input type="checkbox"/> 重度障がい者医療証 <input type="checkbox"/> 相続人名義の通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑		障がい福祉課 (東別館1階)
障がい者手帳を持っていた人	手帳返還の届出、手帳の返納	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳		
特別児童扶養手当・特別障がい者手当・ 障がい児福祉手当・ 重度障がい者在宅応援制度を利用していた人	資格喪失の届出	受給状況等で必要書類が異なります。 詳しくは担当課にお問い合わせください。		
障がい福祉サービス受給者証を持っていた人	受給者証の返納	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス受給者証		
地域生活支援事業受給者証を持っていた人	受給者証の返納	<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証		

○子どもに関すること

★ 児童手当を受けていた人 児童扶養手当を受けていた人	資格消滅届 未払い金の請求	<input type="checkbox"/> 子どもの通帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	こども支援課 (東別館2階)
★ 子ども医療証を持っていた人 ひとり親家庭医療証を持っていた人	資格喪失届 医療証の返納	<input type="checkbox"/> 各医療証	
ひとり親世帯となる人	児童手当等認定請求 児童扶養手当、ひとり親家庭医療申請(条件有)	<input type="checkbox"/> 保護者の通帳 ※その他聞き取りのうえ、必要書類を案内します。	
★ 保育所(園)・認定こども園を利用している人 ※届出が不要な施設もあります。	不在申立書の提出(保護者死亡の場合)	(特になし)	
子どもが四條畷市立小・中学校に在籍している人	保護者変更 就学援助費の変更・申請(条件有)等	<input type="checkbox"/> 保護者の通帳	学校教育課 (東別館2階)

○その他 暮らしに関すること

市内で水道を使用していた人	使用者名義変更または 水道使用中止の届出	(四條畷水道センター 総務課 料金担当にお問い合わせください) 電話:072-876-7302 FAX:072-879-7185	
「四條畷市」の標識を付けた車両を持っていた人	名義変更または廃車の届出	<input type="checkbox"/> 標識 <input type="checkbox"/> 申告済証 <input type="checkbox"/> 相続人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人であると証明するもの	税務課 (本館1階)
市内に土地・家屋を所有していた人 市・府民税が課税されている人	相続人代表者指定届出書の提出	<input type="checkbox"/> 全相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人であると証明するもの	
市税・国保料・後期保険料・保育料に未納 があった人	滞納市税・国保料・後期保険料・保育料の 納付相談	<input type="checkbox"/> 窓口に来られる人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が来られる場合は委任状	徴収対策課 (本館1階)
飼い犬登録をしていた人	登録変更の届出	(特になし)	生活環境課 (本館1階)
トイレが汲取り式であった人	人数変更の手続きまたは汲取り廃止の届出	(特になし)	
農地を所有していた人	農地の相続等の届出	(担当課にお問い合わせください)	農業委員会事務局 (東別館1階)
森林を所有していた人	森林の土地の所有者届出	(担当課にお問い合わせください)	地域振興課 (東別館1階)
飯盛霊園のお墓の名義人であった人	墓所承継使用許可申請	(飯盛霊園にお問い合わせください) 電話:0743-78-1195 FAX:0743-78-1196	
相続登記についてのご相談	大阪法務局 東大阪支局(登記相談予約受付 06-6782-5413) 専門への依頼を検討されている人 大阪司法書士会(06-6943-6099)		

※この案内は令和8年2月に作成しました。制度の変更等で内容が変わる場合がありますのでご注意ください。